

ID: 44

担当部署: 教育委員会 社会教育課

|   |                                  |         |       |
|---|----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 行為の許可                            |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例施行規則 第17条ただし書 |         |       |
| 例規番号  | 平成元年 教育委員会規則第4号                  |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/>                     (使用者等の遵守事項)<br/>                     第十七条 文化会館の利用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。<br/>                     ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 定員を超える人員を収容しないこと。<br/>                     二 みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。<br/>                     三 物品の販売若しくは陳列をし、又は広告類の掲示若しくは頒布をしないこと。<br/>                     四 みだりに特品の設備をしないこと。<br/>                     五 その他、文化会館の利用上の注意事項を遵守すること。</p> <p><b>【基準】</b><br/>                     (事例)<br/>                     二 監督官庁の許認可を受けた時<br/>                     三 あらかじめ施設長の許可を受けた時(コンサートなどの事業に附随した販売等)</p> |                                  |         |       |
| 標準処理期間  | 5日                               |         |       |
| 備考  |                                  |         |       |
| 設定年月日   | 平成22年4月1日                        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |